



# 除染・中間貯蔵施設について

平成24年11月  
環境省

# 直轄地域の除染の進捗状況

進捗状況	先行除染 (拠点の除染)	本格除染(面的な除染)				
		事前準備 (権利者の特定等)	除染計画の策定	除染作業	仮置場の地元調整 ・工事	
本格除染作業中・見込み	田村市	○	○	○(4/13) 面積推計:約490ha	○(7/25~) 24年度中実施面積 (目標):約490ha	○(確保済み)
	檜葉町	○	○	○(4/13) 面積推計:約2360ha	○(9/6~) 24年度中実施面積 (目標):約1,420ha	○(確保済み)
	川内村	○	○	○(4/13) 面積推計:約420ha	○(9/4~) 24年度中実施面積 (目標):258ha	○(確保済み)
	飯館村	○	○	○(5/24) 面積推計:約5870ha	○(9/25~) 24年度中実施面積 (目標):352ha	○ (一部確保済み)
計画策定済み・ 発注準備	川俣町	○	○	○(8/10) 面積推計:約1620ha	準備中	○(確保済み)
	葛尾村	○	○	○(9/28) 面積推計:約1670ha		○(確保済み)
	南相馬市	○	○	○(4/18) 面積推計:約6090ha		地元調整中
計画未策定	浪江町	○	○	地元調整中		地元調整中
	大熊町	○	○	地元調整中		地元調整中
	富岡町	○	○	地元調整中		地元調整中
	双葉町					

※除染作業の実施には、特別地域内除染実施計画の策定と仮置場の確保が前提

# 除染推進パッケージについて(10/23)

10/7 総理指示(楡葉町除染現場・仮置場御視察時)

- ・福島復興・再生の基盤となるのが除染。よりスピードアップする必要。
- ・除染推進のパッケージの早急な策定を環境大臣に指示。

福島環境再生事務所への権限委譲

関係府省間の連携強化

除染進捗情報の住民への提供

## 除染推進パッケージ～除染の加速化及び不安解消に向けて～

### 除染の加速化に向けた対策

#### 福島環境再生事務所への 権限委譲

- 判断基準を明確化し、事務所において現地の実情に応じ迅速に判断。10月内にガイドライン・補助金それぞれのQ&Aを改定。
- 除染・廃棄物処理に係る体制拡充

#### 地元と連携した 農地除染の具体的なプランづくり

- 地元関係者及び関係機関(環境省・農水省)との間での連携を強化し、具体的な除染方法を確定

#### 関係府省間の連携強化

- インフラ復旧や農林業の再生等の復興施策と一体となった取組が進むよう連携を強化※

#### 同意取得業務の民間委託拡充 除染人材の広域的確保

- 10月内に国直轄事業の同意取得等業務の民間委託を概ね倍増(約40→80名程度)
- 除染関連作業について、地元雇用の確保に配慮しつつ、ハローワークを通じた広域的人材確保の充実

#### 補助金等の概算払いの実施 (11月から)

#### 除染と廃棄物処理の総合的な推進

- 福島環境再生事務所において、除染と廃棄物処理いずれの課題にも迅速に対応できるよう体制を整備

### 不安解消に向けた対策

#### 住民が利用する沢水などの きめ細かなモニタリング体制の構築

- 10月内に地元の要望を聞き、モニタリング体制構築を図る

#### 除染効果の発信

- 除染の実施前・実施後のデータをわかりやすく取りまとめ、除染情報サイト等で発信を開始(11月中)

#### 除染進捗情報の発信

- 除染情報サイトを改定し、除染に着手した市町村ごとの進捗状況(施設数、面積等)の発信を開始(11月中)

#### 除染に関するリスクコミュニケーション強化

- 出張講座等体制(80人程度)を10月内に構築
- 除染情報プラザの機能を活用し、健康影響に関するセミナーを開催等
- ハンドブック・読本を10月内に作成

※インフラ復旧担当課長会議、常磐自動車道の放射線対策検討合同チーム、避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム、避難12市町村ごとの円滑な復興に向けた国・県・市町村の協働体制における連携チーム、森林除染に関するワーキングチーム等。また、課題横断で復興庁・内閣府・環境省等関係省庁の連携強化を図る。

住民の不安解消を図りながら、除染をさらに加速化

# 中間貯蔵施設に係る最近の動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

## ※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町、大熊町、楢葉町)に分散設置する考え方を説明

平成24年8月 福島県及び双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設に関する調査について説明

平成24年9月～ 中間貯蔵施設に関する調査の実施に向けて、福島県及び双葉郡8町村に対し、個別に説明

# 中間貯蔵施設に関する調査について

## 予定されている調査の内容

(別紙1の赤線で囲まれたエリアを中心として調査予定)

- ・現地踏査
- ・環境調査(大気、水質、騒音・振動、動植物、景観等)
- ・ボーリング調査(地質、地下水、試料採取)
- ・線量測定(空間線量、土壌、地下水)
- ・盛土試験(施工性検討)
- ・調査測量
- ・除去土壌等の運搬のための交通量調査及び道路状況調査

地元の関係者の皆様に丁寧な説明を行って、御理解をいただきながら、調査を進めていく。

# 中間貯蔵施設に関する調査について②

## 調査対象地の選定について

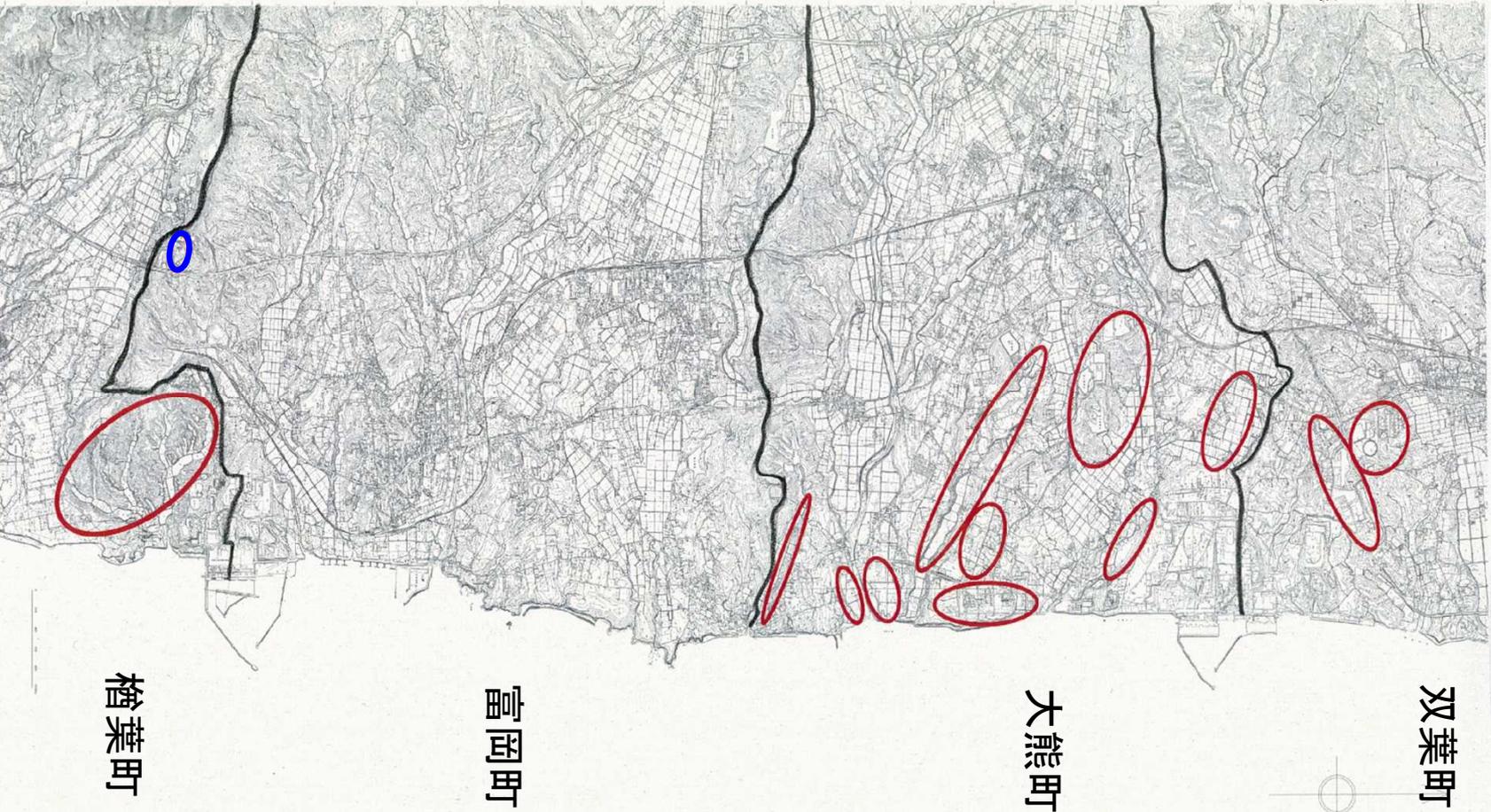
- 設置候補地として、
  - ① 除染に伴う土壌や廃棄物の搬入、分別、減容化、貯蔵等に必要な敷地面積を確保すること
  - ② 各地から除染土壌や指定廃棄物等を効率的に搬入するため、これらが大量に発生する地域になるべく近いこと
  - ③ 主要幹線道路(国道6号線、常磐道)へのアクセスが容易であること。
  - ④ 地震や津波、地滑りなどの自然災害に備えるため、断層や浸水域、地滑り地、軟弱地盤を避けること
  - ⑤ 河川の流れの変更等を最小限とすること
- の他、設置自治体の負担を軽減することや搬入車両による交通渋滞を防止することも踏まえ、
  - ① 双葉町の福島第一原子力発電所北側
  - ② 大熊町の福島第一原子力発電所南側
  - ③ 楡葉町の福島第二原子力発電所南側を選定。
- この中から以下の要件を考慮し、現段階における調査候補地としている。
  - ① 谷地形や台地・丘陵地などの原地形の有効活用
  - ② 既存施設の利活用
  - ③ 防災にも資する箇所を活用

# 中間貯蔵施設に係る調査候補地等

別紙1

○…中間貯蔵施設に係る調査候補地

○…既存の管理  
型処分場



※この調査候補地に示した地点は、あくまで現時点で調査を実施することを想定している大まかな範囲を示したものであり、実際の調査はこの地点の周辺においても実施する場合があります。

# 福島県内市町村で発生する除去土壌等の搬入先(案)

除去土壌等の搬入先の凡例

- 双葉町に搬入する自治体
- 大熊町に搬入する自治体
- 楢葉町に搬入する自治体

